

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)</p> <p>第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助とする。</p> <p>(法第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第二条 法第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。</p> <p>(法第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)</p> <p>第三条 法第四条第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。</p> <p>(法第四条第四項に規定する厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第四条 法第四条第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設（法第五条第四項に規定する特定知的障害者授産施設をいう。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第一十九条に規定する身体障害</p>	

者更生施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設（第五条第五項に規定する特定身体障害者授産施設をいう。）その他法第四条第四項の規定に基づく短期間の入所による保護を行ふことができる施設とする。

（法第四条第十一項に規定する厚生労働省令で定める援助）

第五条 法第四条第十一項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む知的障害者（以下この条において「知的障害者」という。）又は知的障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、知的障害者又は介護者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の介護を受ける知的障害者又は介護者に必要な援助とする。

（法第四条第六項に規定する厚生労働省令で定める援助）

第一条 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。）第四条第六項に規定する厚生労働省令で定める援助は、訪問等の方法による主として居宅において日常生活を営む知的障害者（以下この条において「知的障害者」という。）又は知的障害者の介護を行う者（以下この条において「介護者」という。）に係る状況の把握、同項に規定する情報の提供及び助言並びに相談及び指導、知的障害者又は介護者と市町村、知的障害者居宅生活支援事業を行う者、知的障害者援護施設、医療機関等との連絡及び調整その他の介護を受ける知的障害者又は介護者に必要な援助とする。

（法第十五条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第二条 法第十五条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等とする。

（法第十五条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜）

第三条 法第十五条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導等とする。

（法第十五条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める施設）

第四条 法第十五条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める施設は、前条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

(短期間入所に関する措置を行う施設)

第五条 法第十五条の三第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十九条に規定する身体障害者更生施設、第三十条に規定する身体障害者療護施設又は第三十一条に規定する身体障害者授産施設その他法第十五条の三第二項の規定に基づく短期間の入所による保護を適切に行うことができる施設とする。

(特定費用等)

第六条 法第十五条の五第一項に規定する知的障害者デイサービスに係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 入浴に係る光熱水費
  - 二 食材料費
  - 三 創作的活動に係る材料費
  - 四 その他知的障害者デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適當と認められるもの
- 2 法第十五条の五第一項に規定する知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。
- 一 食材料費
  - 二 日用品費
  - 三 その他知的障害者短期入所において提供される便宜に要する費用

のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

法第十五条の五第一項に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

3 | 生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 | 家賃

二 | 光熱水費

三 | 食材料費

四 | 日用品費

五 | その他知的障害者地域生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(居宅生活支援費の支給の申請)

第七条 法第十五条の六第一項の規定により居宅生活支援費の支給の申請をしようとする知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を

、市町村に提出しなければならない。

一 | 氏名、性別、居住地及び生年月日

二 | 居宅生活支援費の受給の状況

施設訓練等支援費の受給の状況

四 | 現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第七条第五項に規定する居宅サービスのうち、同条第六項に規定する訪問介護、同条第十二項に規定する通所介護及び同条第十三項に規定する短期入所生活介護をいう。）を利用している場合には、その利用の状況

五 | 当該申請に係る知的障害者居宅支援の具体的内容

六 | 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十五条の五第二項第二号に掲げる額（以下「居宅利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に居宅支給決定（法第十五条の六第三項に規定する居宅支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該居宅受給者証（法第十五条の六第五項に規定する居宅受給者証をいう。以下同じ。）

3 市町村は、前二項に規定するものほか、次条第一号に掲げる事項を勘案するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

（法第十五条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第八条 法第十五条の六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 居宅生活支援費の支給の申請を行つた知的障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- 二 当該知的障害者の介護を行う者の状況
- 三 当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- 四 当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- 五 当該知的障害者の知的障害者居宅支援及び知的障害者施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- 六 当該知的障害者の知的障害者居宅支援の利用に関する意向の具体的な内容
- 七 当該知的障害者の置かれている環境
- 八 当該申請に係る知的障害者居宅支援の提供体制の整備の状況

（居宅利用者負担額の通知）

第九条 市町村は、居宅支給決定を行つたときは、居宅利用者負担額を、居宅支給決定知的障害者（法第十五条の六第五項に規定する居宅支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）及びその扶養義務者に通知しなければならない。

（法第十五条の六第三項第二号に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十条 法第十五条の六第三項第二号に規定する知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める期間は、一月間とする。

2 法第十五条の六第三項第二号に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日の属する月から居宅支給決定期間（法第十五条の五第一項に規定する居宅支給決定期間をいう。）の終了日の属する月までの期間とする。

（法第十五条の六第四項に規定する厚生労働省令で定める期間）

第十一條 法第十五条の六第四項に規定する知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月までの期間と一年間を合算して得た期間とする。

2 法第十五条の六第四項に規定する知的障害者地域生活援助に係る厚生労働省令で定める期間は、居宅支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と三年間を合算して得た期間とする。

3 居宅支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、知的障害者居宅介護、知的障害者デイサービス及び知的障害者短期入所については一年間を、知的障害者地域生活援助については三年間を、法第十五条の六第四項に規定する厚生労働省

令で定める期間とする。

(居宅受給者証の交付)

第十二条 市町村は、法第十五条の六第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して居宅受給者証を交付するものとする。

- 一 居宅支給決定知的障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 扶養義務者の氏名及び住所
- 三 交付の年月日及び居宅受給者証番号
- 四 居宅利用者負担額
- 五 居宅支給決定知的障害者の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分
- 六 その他市町村が必要と認める事項

(居宅受給者証の再交付)

第十三条 知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号。以下「令」という。）第四条の規定により居宅受給者証の再交付の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 再交付申請の理由

- 2 居宅受給者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その居宅受給者証を添えなければならない。

- 3 居宅受給者証の再交付を受けた後、失つた居宅受給者証を発見したときは、速やかにこれを市町村に返還しなければならない。

(居宅受給者証の提示)

第十四条 居宅支給決定知的障害者は、指定居宅支援（法第十五条の五

第一項に規定する指定居宅支援をいう。第二十六条第三項において同じ。) を受けるに当たつては、その都度、指定居宅支援事業者(同項に規定する指定居宅支援事業者をいう。以下同じ。)に対して居宅受給者証を提示しなければならない。

(法第十五条の六第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人)

第十五条 法第十五条の六第十一項に規定する厚生労働省令で定める法人は、営利を目的としない法人であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 当該法人が法第十五条の六第十項の規定による支払に関する事務(次号において「受託事務」という。)を実施するに足る人員及び財政的基礎を有するものであること。
- 二 当該法人が受託事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて受託事務が不公正になるおそれがないものであること。

(特例居宅生活支援費の支給の申請)

第十六条 特例居宅生活支援費の支給を受けようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号
- 二 法第十五条の七第二項において準用する法第十五条の五第二項に規定する特例居宅生活支援費の額

前項の申請書には、同項第二号に掲げる額を明らかにすることができる書類を添付しなければならない。

(支給量の変更の申請)

**第十七条** 法第十五条の八第一項の規定により支給量（法第十五条の六第三項第二号に規定する支給量をいう。以下同じ。）の変更の申請をしようとする居宅支給決定知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

申請書を、市町村に提出しなければならない。

一 氏名、性別、居住地、生年月日及び居宅受給者証番号

二 居宅生活支援費の受給の状況

三 施設訓練等支援費の受給の状況

四 現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況

五 当該申請に係る知的障害者居宅支援の具体的な内容

六 心身の状況の変化その他の当該申請を行う原因となつた事由

（居宅受給者証の提出を求める場合の手続）

**第十八条** 市町村は、法第十五条の八第二項の規定により支給量の変更の決定を行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定知的障害者に通知し、居宅受給者証の提出を求めるものとする。

一 法第十五条の八第二項の規定により支給量の変更の決定を行つた旨

二 居宅受給者証を提出する必要がある旨

三 居宅受給者証の提出先及び提出期限

2 前項の居宅支給決定知的障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

（居宅受給者証の返還を求める場合の手続）

**第十九条** 市町村は、法第十五条の九第一項の規定により居宅支給決定の取消しを行つたときは、次に掲げる事項を書面により居宅支給決定

身体障害者に通知し、居宅受給者証の返還を求めるものとする。

一 法第十五条の九第一項の規定により居宅支給決定の取消しを行つた旨

二 居宅受給者証を返還する必要がある旨

三 居宅受給者証の返還先及び返還期限

2 前項の居宅支給決定知的障害者の居宅受給者証が既に市町村に提出されているときは、市町村は、同項の規定にかかわらず、同項の通知に同項第二号及び第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

(通勤寮支援日常生活費)

第二十条 法第十五条の十一第一項に規定する厚生労働省令で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食材料費
- 二 被服費
- 三 日用品費
- 四 その他指定施設支援（法第十五条の十第一項に規定する指定施設支援をいう。）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入所者に負担させることが適當と認められるもの

(施設訓練等支援費の支給の申請等)

第二十一条 法第十五条の十二第一項の規定により施設訓練等支援費の支給の申請をしようとする知的障害者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。

- 一 氏名、性別、居住地及び生年月日
- 二 施設訓練等支援費の受給の状況
- 三 居宅生活支援費の受給の状況

四 当該申請に係る知的障害者施設支援の具体的な内容

五 扶養義務者の氏名、住所及び申請者との続柄

2| 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第十五条の十一第二項第二号に掲げる額（以下「施設利用者負担額」という。）の算定のために必要な事項に関する書類

二 現に施設支給決定（法第十五条の十二第三項に規定する施設支給決定をいう。以下同じ。）を受けている場合には、当該施設受給者証（法第十五条の十二第五項に規定する施設受給者証をいう。以下同じ。）

3| 市町村は、前二項に規定するもののほか、次条第一号に掲げる事項を勘査するため必要があると認めるときは、医師の診断書の提出を求めるものとする。

4| 施設支給決定知的障害者（第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。）は、毎年、第二項第一号に掲げる書類を市町村に提出しなければならない。

5| 前項の書類の提出を受けた市町村は、施設利用者負担額を変更する必要があると認めるときは、施設支給決定知的障害者に対し施設受給者証の提出を求めるものとする。

6| 前項の規定により施設受給者証の提出を受けた市町村は、施設受給者証に必要な事項を記載し、これを当該施設支給決定知的障害者に返還するものとする。

（法第十五条の十二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項）

第一十二条 法第十五条の十二第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 施設訓練等支援費の支給の申請を行つた知的障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況

二 当該知的障害者の介護を行う者の状況

三 当該知的障害者の施設訓練等支援費の受給の状況

四 当該知的障害者の居宅生活支援費の受給の状況

五 当該知的障害者の知的障害者施設支援及び知的障害者居宅支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

六 当該知的障害者の知的障害者施設支援の利用に関する意向の具体的な内容

七 当該知的障害者の置かれている環境

八 当該申請に係る知的障害者施設支援の提供体制の整備の状況

(施設利用者負担額の通知)

第二十三条 市町村は、施設支給決定を行つたときは、施設利用者負担額を、施設支給決定知的障害者及びその扶養義務者に通知しなければならない。施設利用者負担額を変更した場合も、同様とする。

(法第十五条の十二第四項に規定する厚生労働省令で定める期間)

第二十四条 法第十五条の十二第四項に規定する厚生労働省令で定める期間は、施設支給決定を行つた日から当該日が属する月の末日までの期間と三年間を合算して得た期間とする。

2 施設支給決定を行つた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、三年間を法第十五条の十二第四項に規定する厚生労働省令で定める期間とする。

(施設受給者証の交付)

第二十五条 市町村は、法第十五条の十二第三項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載して施設受給者証を交付するものとする。

一 施設支給決定知的障害者の氏名、性別、居住地及び生年月日